

令和5年度農地中間管理事業評価委員会開催概要

1 開催日時 令和5年6月26日（月） 10:00～12:00

2 開催場所 兵庫県土地改良会館 6階 第1・2会議室
神戸市中央区北長狭通5-5-12

3 出席者

(1) 農地中間管理事業評価委員会委員

| 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 出欠 |
|-----|--------|----------------------|----|
| 委員長 | 星野 敏 | 京都大学大学院教授 | 出席 |
| 委員 | 石井 龍太郎 | 兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事 | 出席 |
| 委員 | 小寺 収 | 兵庫県農業協同組合中央会常務理事 | 出席 |
| 委員 | 東川 晃志 | 兵庫県稲作経営者会議会長 | 出席 |
| 委員 | 猪澤 敏一 | 兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会会長 | 出席 |

4 議事概要

- (1) 令和4年度の推進結果について
- (2) 農地中間管理事業の推進と地域計画について
- (3) 令和4年度 of 取組の評価及び意見について

5 評価委員会の意見

農地中間管理事業の推進に関する法律第9条の規定に基づき、兵庫県農地中間管理機構から、令和4年度の農地中間管理事業（以下、「農地バンク」）の実施状況について説明を受け、下記のとおり評価及び意見を附す。

記

1 令和4年度 of 取組と今後の方向性について

令和3年度に兵庫みどり公社と兵庫県農業会議が統合され、公益社団法人ひょうご農林機構が発足したことを契機として、農業委員会と連携した事業推進に取り組んでいる。

令和4年度も引き続き、機構役職員による農業委員会への訪問や農地管理事務所と農業委員会との定期情報交換会を行い、地域農業の実情把握や農地バンク制度の理解促進を図るとともに、農業委員会との意見交換を通じて出し手や受け手の掘り起こしに努めた。

加えて、新型コロナウイルス蔓延防止の影響から現地活動が制約されるなか、農地管理事務所職員による出し手（貸付希望農地）と受け手（借受希望農地）の掘り起こしを行うとともに、広報では新聞広告や動画配信などで幅広く農地バンク事業の普及啓発を行った。

さらに、令和元年度から推進している「いきいき農地バンク方式」では、令和4年度は新たに26地区（35集落）で話し合いが始まった。なお、同方式による令和4年度の転貸等面積は、全体の約6割を占めるなど、農地バンク事業を推進するうえで有効な手法となっている。

その結果、令和4年度の転貸等件数は過去最高の1,127件となったものの、面積は816haと前年対比96%となり、令和3年度実績をやや下回った。

また、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」等により設定された年間目標面積2,500haには届いておらず、その主な要因として、貸付希望農地の多くが小規模で散在しており、まとまった農地を希望する担い手のニーズに合わないことなどが考えられる。

このことから「いきいき農地バンク方式」のように、地域での話し合いをもとに、貸付農地の集団化を図ることが必要である。

一方、農業経営基盤強化促進法等が一部改正され、令和5年度から全集落での地域計画策定の義務化、農地の貸借制度の見直しが行われた。

地域計画は貸付農地の集団化が期待されることから、令和4年度は改正法の施行に備え、地域計画の策定において重要な役割を担う農業委員会委員と最適化推進委員を対象に、地域計画をテーマとした研修大会を開催した。

また、新聞広告のほか、ケーブルテレビでのCM放送等により、地域計画や農地の貸借制度の見直しについて、県内の農業者等への周知に努めた。

前述のとおり、今後地域計画の策定が進むことにより、担い手への集積・集約化が加速することが期待される一方、農地バンク事業開始から10年が経過する令和6年度からは、農地バンク制度創設初期の契約が順次期間満了を迎えることから、新規・更新とも契約件数の激増が予想されるため、効率的な事務に向けて必要な準備を検討していく必要がある。

2 今後重点的に取り組むべき事項

今回の法改正により、地域計画策定区域においては、計画の目標達成に向けた農地の集積・集約化を農地バンクが担うこととなった。

これにより、地域計画区域での事業推進が必要であることはもちろんであるが、計画策定には一定の期間を要することから、計画が策定されるまでの間は、引き続き地元の農業情勢に詳しい農業委員会等との連携を図り、農地バンクの利用を進めていく必要がある。

一方、地域計画の策定により、担い手への農地の集積・集約化の加速化が期待されることから、農地バンクとしても計画策定への協力が不可欠である。

具体的な役割として、策定に向けた協議の場への積極的な参加と農地バンク事業の啓発、必要に応じて区域外の担い手情報の提供等の協力などがあげられる。

加えて、これまで推進してきた「いきいき農地バンク方式」は、地域計画の「策定」と「実現」を併せて行う効果的な手法であることから、今後とも同方式を推進していく必要がある。

また、地域計画が策定され、一定の農地集積が図られた地域においても、計画に含まれていない新たな担い手の参入が図られるよう、計画の見直しやその目標達成に向けても協力するべきである。

なお、農業経営基盤強化促進法の改正や契約期間の満了に伴う更新手続きにより契約件数の激増が予想されることから、適正かつ効率的な業務執行が確保されるよう、推進体制を見直すことが必要である。

以上に留意しつつ、以下の事項に重点的に取り組むべきである。

- (1) 地域計画策定への協力を通じた市町・農業委員会・JA等関係機関との連携による農地バンクの利用促進
- (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員・自治会役員等との連携による出し手・借り手の掘り起こし
- (3) 農地の集積・集約につながる担い手組織との連携推進
- (4) 地域計画の策定・実現の重要ツールとして「いきいき農地バンク方式」のさらなる推進
- (5) 法改正及び契約更新に伴う業務量増加に対応できる体制の構築